

●香川県警察本部告示第3号

香川県警察参考人等旅費取扱規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年5月16日

香川県警察本部長 筋 伊知 朗

香川県警察参考人等旅費取扱規程等の一部を改正する規程

(香川県警察参考人等旅費取扱規程の一部改正)

第1条 香川県警察参考人等旅費取扱規程(平成12年香川県警察本部告示第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警察参考人等の範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(ア)～(サ) 略</p> <p>(シ) <u>危険運転致死傷罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条及び第3条の罪をいう。)</u>のうち、致死の結果が生じたもの及び致傷の結果が生じたもので被害者が全治1月以上の重傷害を負ったもの</p> <p>(ス) <u>過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条の罪をいう。)</u>のうち、致死の結果が生じたもの及び致傷(全治1月以上の重傷害又は道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項前段の規定の違反に係る傷害に限る。(セ)において同じ。)の結果が生じたもの</p> <p>(セ) <u>過失運転致死傷罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条の罪をいう。)</u>のうち、致死の結果が生じたもの及び致傷の結果が生じたもの</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(11) 略</p>	<p>(警察参考人等の範囲)</p> <p>第3条 警察参考人等の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定により出頭した者で、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 出頭に係る犯罪(次に掲げる罪を除く。)の被害者及びその家族</p> <p>(ア)～(サ) 略</p> <p>(シ) 危険運転致死傷罪(刑法第208条の2の罪をいう。)のうち、致死の結果が生じたもの及び致傷の結果が生じたもので被害者が全治1月以上の重傷害を負ったもの</p> <p>(ス) <u>業務上過失致死傷等罪(刑法第211条の罪をいう。)</u>のうち、<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に違反して致死の結果が生じたもの及び致傷(全治1月以上の重傷害又は同法第72条第1項前段の規定の違反に係る傷害に限る。)</u>の結果が生じたもの</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(11) 略</p>

(道路交通法実施規程の一部改正)

第2条 道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(停止処分者講習の細目)</p> <p>第48条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(停止処分者講習の細目)</p> <p>第48条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習（以下「停止処分者講習」という。）は、施行規則第38条第3項及び施行細則第85条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第7条第2項に規定する者であつて、次のいずれにも該当しないものにより行うこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>自動車等の運転に関し刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>
<p>(大型車等講習の細目)</p> <p>第49条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(大型車等講習の細目)</p> <p>第49条 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習は、施行規則第38条第4項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型車講習（施行規則第38条第4項第1号の表の大型車講習をいう。以下同じ。）にあっては大型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、中型車講習（同表の中型車講習をいう。以下同じ。）にあっては中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通車講習（同表の普通車講習をいう。以下同じ。）にあっては普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止</p>

ア・イ 略
ウ 略

(ア)～(ウ) 略

(エ) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（(ウ)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(オ) 略

(3)・(4) 略

(旅客車講習の細目)

第53条の2 略

(1) 略

(2) 略

されている者を除く。)に限る。以下「大型免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。)により行うこと。

ア・イ 略

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型車講習にあっては大型免許、中型車講習にあっては中型免許、普通車講習にあっては普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号口の規定により国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型車講習にあっては大型免許、中型車講習にあっては中型免許、普通車講習にあっては普通免許に係るものを修了した者であって、次のいずれにも該当しないもの

(ア)～(ウ) 略

(エ) 自動車等の運転に関し刑法第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（(ウ)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(オ) 略

(3)・(4) 略

(旅客車講習の細目)

第53条の2 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習（以下「旅客車講習」という。）は、施行規則第38条第7項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 略

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型旅客車講習（施行規則第38条第7項第2号の表の大型旅客車講習をいう。以下同じ。）にあっては大型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、中型旅客車講習（同表の中型旅客車講習をいう。以下同じ。）にあっては中型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通旅客車講習（同表の普通旅客車講習をいう。以下同じ。）にあっては普通第二種免許を現に受

ア 略
イ 略

(ア)～(ウ) 略

(エ) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（ウ）に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(オ) 略

(3)・(4) 略

けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型第二種免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア 略

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型旅客車講習にあっては大型第二種免許、中型旅客車講習にあっては中型第二種免許、普通旅客車講習にあっては普通第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型旅客車講習にあっては大型第二種免許、中型旅客車講習にあっては中型第二種免許、普通旅客車講習にあっては普通第二種免許に係るものを修了した者であって、次のいずれにも該当しないもの

(ア)～(ウ) 略

(エ) 自動車等を運転して刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（ウ）に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(オ) 略

(3)・(4) 略

(香川県少年警察活動実施規程の一部改正)

第3条 香川県少年警察活動実施規程（平成20年香川県警察本部告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(少年カード)</p> <p>第21条 職員は、少年事件の送致又は通告の対象となった少年その他特に必要があると認められる少年については、別記様式第1号の少年カードを作成し、当該少年の住居地を管轄する警察署（以下「住居地警察署」という。）において保管するものとする。ただし、送致又は通告に係る事件が交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する交通法令違反をいう。）又は<u>自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪</u>に該当するものである場合は、少年カードの作成を要しないものとする。</p>	<p>(少年カード)</p> <p>第21条 職員は、少年事件の送致又は通告の対象となった少年その他特に必要があると認められる少年については、別記様式第1号の少年カードを作成し、当該少年の住居地を管轄する警察署（以下「住居地警察署」という。）において保管するものとする。ただし、送致又は通告に係る事件が交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する交通法令違反をいう。）又は<u>道路上の交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条の罪に該当するものである場合</u>は、少年カードの作成を要しないものとする。</p>

附 則

- 1 この規程は、平成26年5月20日から施行する。
- 2 この規程の施行前に自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）附則第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第208条の2又は第211条第2項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第14条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪を犯した者に対する第2条の規定による改正後の道路交通法実施規程第48条第2号ウ、第49条第2号ウ(エ)又は第53条の2第2号イ(エ)の規定の適用については、これらの規定中「第6条まで」とあるのは、「第6条までの罪、同法附則第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第14条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）」とする。